

国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 競争試験による採用(第3条・第4条)</p> <p>第3章 選考による採用(第5条―第11条)</p> <p>第4章 昇任(第12条・第13条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 競争試験による採用 (競争試験の原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 上記の規定にかかわらず、職員のうち次の<u>一</u>に掲げる者については選考により学長が採用する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第3章 選考による採用 (教授の資格)</p> <p>第7条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>大学</u>において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(准教授の資格)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 競争試験による採用(第3条・第4条)</p> <p>第3章 選考による採用(第5条―第11条)</p> <p>第4章 昇任(第12条・第13条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 競争試験による採用 (競争試験の原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 上記の規定にかかわらず、職員のうち次の<u>各号</u>に掲げる者については選考により学長が採用する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第3章 選考による採用 (教授の資格)</p> <p>第7条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学<u>(専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。)</u>における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>大学又は専門職大学</u>において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(准教授の資格)</p>	

<p>第8条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>大学</u>において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(助教の資格)</p> <p>第9条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専攻分野について、知識 <u>および</u> 経験を有すると認められる者</p> <p>(助手の資格)</p> <p>第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学士の <u>学位</u>(外国において授与された <u>これ</u>に相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章 昇任 (教育職員の昇任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育職員の昇任基準は、<u>第7条、第8条及び第9条</u>に定めるところによる。</p>	<p>第8条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>大学又は専門職大学</u>において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(助教の資格)</p> <p>第9条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専攻分野について、知識 <u>及び</u> 経験を有すると認められる者</p> <p>(助手の資格)</p> <p>第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学士の <u>学位又は学位規則第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位</u>(外国において授与された <u>これら</u>に相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章 昇任 (教育職員の昇任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教育職員の昇任基準は、<u>第7条から第9条まで</u>に定めるところによる。</p>	
---	--	--

附 則 (平成31年4月1日教規程第23号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。